

第7回公判(10月14日)報告
教員文化研究会(10月14日)
第7回公判前の宣伝活動
第7回公判後の活動 - 板橋でミニ集会開催ほか



次回第8回公判は12月9日(火)午後4時半～528号法廷です、
傍聴をよろしくお願ひします。
報告会は弁護士会会館5階 509号室で17時～18時半に行ひます。

第7回公判報告

10月14日(火) 午後4時半から、506号法廷で第7回公判が行われまひました。

今回は裁判長から事前に論点整理案が提案され、原告、被告の三者の間で、論点整理に関する若干の意見交換と、今後の裁判の進め方についての調整が行われまひました。次回までに、裁判長による論点整理案に対する意見と、証人尋問候補者について、原告・被告双方から提案し、次回その調整を行うということになりました。

次回第8回公判は、12月9日(火)午後4時半～528号法廷です。

次々回の公判の日は2月16日(月)を候補として調整することになりました。

なお、裁判長からの論点整理案提示より前に、原告から9月29日に準備書面(4)を提出しまひました。

ここでは、まず、都教委は、疋田教諭が研修に送られてすぐの頃から、すでに、実施を検討する処分内容を「懲戒」から「分限」に切り替えて - すなわち教育長の判断のみで免職できる処分方法に切り替えて - 調査を進めはじめていた(5月の体罰以外に、疋田教諭を処分する根拠にするための情報を恣意的に集めはじめることになった)にも関わらず、そのことについて何も知らせぬまま、疋田教諭からその後さまざまな事項について聞取り調査を重ねたことの違法性(憲法違反)を指摘してひます。

考えてみれば、「体罰」の問題で研修に送られたことになつてひいたのに、研修に入つてからの聞取り調査で、通勤方法、理科準備室の荷物等々について、なんの説明もなく聞取りされてひいたのですから、これは、今、思えば、本当に異常な聞取りだつたと思われまひます。疋田教諭の指導を希望してひいた生徒たちから引き離されて、都の研修所、小平市教委の施設での研修(講義、レポート執筆等々)、実地訓練(福祉施設、社会教育施設での勤務)などに従事させられてきた、その間に、市教委、都教委に呼び出されて詰問されるという状況の中では、疋田教諭自身が、当時、冷静になつてこの聞取り調査項目の異常さに気づく余裕はなかつたのだらうと想像されまひます。そしてまた、聞取り調査が行われた当時、疋田教諭は「分限処分」というものがどうひいものか、その言葉さえほとんど十分認識しておらず、まして自分が解雇されるかどうかの瀬戸際に置かれてひいることなど夢にも思つてひなかつたのです。

今回の原告側「準備書面(4)」では、さらに、疋田教諭が処分されたときにその理由として列記されてひなかつた事項 - しかも、列記された諸事項のいづれとも関連性がないもの - が、後から、公判の中で、疋田教諭を教師として「不適格」とするための理由として提示されてきてひいることについて、そのような主張の仕方の不当性も指摘してひます(後出し理由)。

もっとも、後でだされた諸理由そのものが、不当な曲解であったり、またそもそも教師として「不適格」とする根拠にはならないようなものであったりという程度のものであります。詳しくはホ-ムペ-ジに掲載した、原告側準備書面（４）をご覧ください。

なおこの原告側「準備書面（４）」では、この裁判についての原告側からの論点整理案も提示してあります。

今回から法廷の部屋は、陪審員制度に対応した、裁判官席の大きな部屋になりました。傍聴席はこれまでと同じ規模ですが、50名と席数が多く、どれだけ来ていただけるかと心配しておりました。しかし、支援者のみなさまのおかげで、多数の傍聴者を得て、活気のある法廷の雰囲気をつくることができました。ありがとうございました。

教員文化研究会

公判と同じ10月14日に、公判のあと、法政大学の会議室で、教員文化研究会の会合をもちました。13の方が参加されました。前回初めて裁判を傍聴し、報告会にも参加してくださった方で、お子さんが中学校で教員からひどい体罰を受けて苦しみ、今、改めて、体罰問題と闘っていらっしゃる方も、遠方からこの研究会にご参加くださいました。疋田教諭の教え子、そのお友達など、若い方も多数ご参加くださいました。また疋田教諭の中学時代の恩師も毎回ご参加くださっています。疋田教諭の同級生、長い組合活動の経験をお持ちの方、疋田教諭の前任校での同僚、この裁判ではじめて疋田教諭と出会った支援者の方々等、いつもながら、多様な世代、多様な立場の方々の会合となりました。

公判についての感想や、そこでやりとりについて参加者が、それぞれ思い思いに語るという形で話し合いを進めましたが、特に、疋田教諭を学校現場から引き離し、研修に送ることになる数日前にPTAが、校長、教育委員会あてに出した「要望書」が話題となりました。この要望書についてはホ-ムペ-ジに、すでに解説つきでアップしてあります。また、その中で列記された疋田教諭に対する「悪口」については、その一つひとつの項目について、疋田教諭は本人陳述（人事委員会での審理で提出 - ホ-ムペ-ジにアップしてあります。またこれは冊子として多くの方にお配りしてあります）のなかで反論し、それらが嘘であったことを明快に記しています。また小平5中時代の教え子の方が、この「要望書」に書かれた記述、「悪口」について、ご自身の体験と、さらに関係者へのインタビュー - 調査を踏まえて、その虚偽性を証明する陳述書を、今夏、裁判所に提出してくださいました。

研究会での話し合いでは、さらに、「この校長は本当にひどい」、「校長が気に食わないと思えば、教員をすぐに解雇できるという雰囲気をつくってしまう」等々の意見が重ねて出されました。

津田弁護士からは、「分限処分はいままであまり実施されてこなかったのではないかと。分限処分とはそれほど慎重さが要求される『処分』なのだ。そうでなければ、教師の『適格性』の判断がどうにでもできてしまう。職務命令違反ということが処分の根拠に挙げられているが、その『職務命令』自体の妥当性が問われる。『分限処分』の裁判では、処分理由として挙げられていることを一つひとつ丁寧に、詰めて、反論していくことが必要だ」と、「分限処分」に関わるコメントがありました。

第7回公判前の宣伝活動

第6回公判前と同様、第7回公判直前にも、東京地裁前で宣言活動を行いました。

今回も前回同様、雨の中での実施、しかもはじめから傘をさしての実施となりました。

午後3時から、まず疋田教諭、事務局の荒井容子と支援者の方お一人の3人ではじめましたが、その後、福島弁護士ほか、支援者の方が次々にご参加くださいました。事務局が用意した、「ジョニ - 先生を生徒たちに返せ」「不当な分限免職を取り消してください」「ゆるる思春期を支え、科学的思考を育ててきた疋田先生が、何故、生徒たちから



引き離されなければならぬのですか」

等のメッセージを書いたポスターを首から提げて、ビラを配り、また交代で、トラメガを使って、次々に訴えました。

最後には8人ほどでの訴えとなり、雨の中でも、だんだんとビラを受け取って下さる方も増え、盛



況な宣伝活動となりました。

第8回公判の前にも、東京地裁前で宣伝活動を行います。

12月9日(火)午後3時～3時40分の間に行う予定です。お時間の許す範囲、途中からでもかまいませんので、ご参加いただければ幸いです。ご自身でメッセージを書いたポスター、そのほか、面白い小道具をつくってくださるとたすかります。事務局でもいくつか用意します。

トラメガも二つありますので、語りたいことがありましたらどうぞご用意ください。よろしくお祈いします。

第7回公判後の活動 - 板橋でのミニ集会、そのほか

以前から、支援者の方のお力を借りて、疋田教諭の教育実践ビデオ等を用いつつ、この事件の問題を訴え、裁判を支援する輪を広げられないか、そのための地域集会を重ねていけないかと、拡大弁護団会議等で課題として話し合われてきましたが、今回、ようやく、板橋区で、試行的なミニ集会が開催されました。20数名の参加で、疋田教諭のエイズ教育実践を取り上げた番組、NHK「中学生日記」の疋田教諭をモデルにした回のものなどを鑑賞し、事件のこと、裁判のことについて話し合ったそうです。

なお、このほか疋田教諭が、このミニ集会の他、さまざまな集会等に参加して、裁判の宣伝活動を行っています。疋田教諭からがこの間参加した集会等は以下の通りです。関係の皆様ありがとうございました。

- 10/18 泉旺会総会 赤坂
- 10/21 板橋ジョニーの会 高島平
- 10/24 平和講座 後楽園
- 10/25 学校に自由の風を！10・25集会 日比谷
- 10/26 性教育関東甲信越静大会 水戸
- 11/3 性教育講演会(講師・疋田) 水街道
- 11/13 都性研発表会 新宿
- 11/21 日本語学校講師懇談会
- 11/22 フジテレビ生出演「たけしの日本教育白書」

11/23 学校に言論の自由を 1.30 集会準備会議 下北沢

教育に自由の風を 4.25 大集会準備会議 神田

11/29 JASS 性研究会議 飯田橋 11/30 SEPUP 理科実験研修会 御地町

12/6 クィア・セクソロジー集会 上野、 憲法寄席 飯田橋

編集後記

「ジョニ-を学校に返せ!!!」というメッセージとホームページのアドレスなどを書いた「しおり」(Book Mark) をつくりました。10 月 14 日の教員文化研究会で試作品を配布しました。写真用光沢紙を使って印刷し、端に穴を空けて、紐を通しただけのものですが、裁判の宣伝になればと思っています。みなさまのところで、作って、使っていただけるようであれば、版下はいつでもファイルでお送りします。裁判チラシの配布、署名集めなどのときに、ご活用ください。



署名も継続して集めています。

先日、疋田教諭の恩師が、23 筆の署名をお送りくださいました。もう 200 筆近くを集めてくださっています。本当にありがとうございます。裁判所に提出して、裁判官に訴えるだけでなく、この裁判のことを広く、多くの方に知っていただくという意味でもとても大きな力になります。

陳述も、また、ホームページに掲載可能なメッセージも、続けて募集中です。

どうぞよろしく願いいたします。

また郵便振込口座・ゆうちょ銀行口座システムの変更で、「ジョニ-の会」の郵便振込口座に、他の金融機関から振込できるようになりました。

次回第 8 回公判は、12 月 9 日(火)午後 4 時半～5 時 28 号法廷です。

是非、傍聴にいらしてください。

午後 3 時～3 時 40 分には、東京地裁前で、宣伝活動も行います。途中、短時間の参加でもかまいませんので、こちらもご参加いただければ幸いです。

また、公判後は弁弁護士会館 5 階 509 号室で 17 時から 18 時半まで、報告会も行います。是非、ご参加ください。

疋田哲也教諭分限免職取消訴訟支援の会 (ジョニ-の会) 事務局 荒井容子

事務局 eメール yfe12833@nifty.co

ホームページ <http://homepage3.nifty.com/bungenmenshoku/index.html>

郵便振替口座名 疋田教諭分限免職取消訴訟支援の会 別名 ジョニ-の会

口座番号 00110-0-595335

他の金融機関から送金する場合

金融コード 9900 店番 019 店名 ○一九店(セ'ロイチキウ店)

預金種目 当座 口座番号 0595335

カナ氏名(受取人名) ヒキダ'キョウユブ'ンゲ'ンメンシヨクトリケシソシヨウシエン